

アリタルカ又ハ他ニ流用シタル事ヲ發見シタル場合ハ即時返金セシムベシ

第七條 貸付金ニ對シテハ利息ヲ徵集セズ

第七條 借入ヲナサントスル者ハ本會所定ノ様式ニヨル借用額ヲ提出スベシ

第八條 本會ノ事務ハ總務會社ニ委任執行セシムルモノトス

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一 會長

二 副會長

三 調査委員

第七條 會長ハ本會ノ代表ニ會務ヲ統括ス

第十二條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長ノ事務アルトキハ之ヲ代理ス

第十三條 調査委員ハ貸付ノ可否・金額・償還期限・本人並ニ保證人ノ性行・信用状態等貸付ニ必要ナル事項ヲ調査シテ會長ニ報告ス

第十三條 會長及副會長ハ社長之ヲ任命ス

第十四條 調査委員ハ會長之ヲ任命ス

第十五條 本會ハ救済ノ目的ヲ達成シタリト認メタルトキハ之ヲ解散ス

部名
本人